生涯現役スポーツ賞贈呈要項

1 趣 旨

長年にわたり、スポーツ・レクリエーション活動に親しむとともに、その普及振興を図り、健康で豊かな生涯スポーツ社会づくりに功績のある個人、又は団体に対し、「生涯現役スポーツ賞」を贈ることによって、地域住民の意識を醸成し、その交流の輪を広げることを目的とする。

2 生涯現役スポーツ賞の区分

- (1) 金 賞 年齢が80歳以上で、引き続く活動歴が50年以上の個人
- (2) 銀 賞 年齢が65歳以上で、引き続く活動歴が20年以上の個人
- (3) 団体賞 活動歴が40年以上で、5人以上の会員を有する団体(クラブ、チーム等) 年齢および活動歴の基準日については、贈呈を行う年度の3月31日とする。

3 推薦方法

府内市町村生涯スポーツ担当部局長及び公益財団法人大阪府レクリエーション協会、公益財団法人大阪府スポーツ協会加盟の競技団体、大阪府障がい者スポーツ協会の長は、前項に該当する個人、又は団体を別紙様式(1)から(3)により「府民スポーツ・レクリエーション組織委員会(以下「組織委員会」という。)委員長に推薦することができる。

過去に銀賞を贈呈された個人を金賞の候補者として推薦する場合は、銀賞を贈呈された後3年以上を経過していることとする。

4 選考及び決定

被贈呈者(団体)は、組織委員会委員で構成する選考委員会において選考し、これを決定する。

5 贈呈の時期及び方法

生涯現役スポーツ賞の贈呈は、毎年組織委員会名誉顧問の大阪府知事及び委員長の公益財団法人 大阪府レクリエーション協会会長の連名による賞状を授与して行う。この場合において、予算の 範囲内で副賞を添えることがある。

6 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成14年9月5日から施行する。

この要項は、平成15年7月18日から施行する。

この要項は、平成19年7月17日から施行する。

この要項は、平成20年8月13日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年6月24日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。